

春日井市新型コロナウイルス感染症対応経営支援事業 新規事業・業態転換等支援補助金【公募要領】

1. 事業の目的

中小事業者等の雇用の確保及び事業の継続性向上を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響に対応する新規事業・業態転換等の取組みに対し補助

2. 補助対象者

市内に事業所を有し事業を営んでいる中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人

中小企業者とは

中小企業基本法に規定する中小企業者が対象

業種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他	300人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
小売業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下

補助対象外

※春日井市内で事業を営んでいない事業者

※その他、以下を始め、本事業の交付を受ける者として不適切な者

- ・ 法人等（個人または法人をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ・ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき
- ・ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- ・ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3. 補助対象事業

雇用の維持と事業継続性の向上を図るため、中小事業者等が新型コロナウイルス感染症の影響に対応して新分野の立ち上げ（拡充）、異業種に転換した際等の経費

4. 補助率・補助金額

補助対象経費の 50% 上限50万円 予算5,000万円

但し、春日井商工会議所会員は、80% 上限80万円

※1 申請は、原則1事業者1回限り。但し1申請内に複数事業の申請は可。

※2 補助金額に、100円未満の端数が生じたときは、端数切捨て。

※3 公租公課（消費税・地方消費税）は、消費税等を補助対象経費に含めて補助金交付申請額を申請し、その内容で交付決定を受けた「免税事業者・簡易課税事業者の単独申請者」を除き、補助対象外とする。

例1) 新規事業にかかるPRチラシ作成費

見積額 55,000円（申請書へは税込を記載）

↓

補助金額 免税事業者・簡易課税事業者 27,500円
本則課税事業者 25,000円

例2) 飲食店が拡充ため、テイクアウトを実施（テイクアウトの容器代+のぼりを申請）

見積額 容器21,000円+のぼり1,100円（申請書へは税込を記載）

↓

補助金額 免税事業者・簡易課税事業者 11,000円
本則課税事業者 10,500円

5. 補助対象経費

新型コロナウイルス感染症に対応するための新規事業の展開や業態転換の取組み等に必要な報償費、需用費（消耗品費及び印刷製本費に限る）、役務費、広告宣伝費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金等。

対象経費は、令和2年4月1日までの遡及申請可

例) 広報費：チラシ作成費、HP作成・改修費、タウン誌等掲載料

機械設備：配達用バイク、新商品製造のための機械設備

改装費：新事業・業種転換等のための店舗改装費、お客様対応のための感染症対策のための店舗改装費

委託費：OEMによる試作開発の委託費

消耗品：テイクアウトなど拡充のための弁当容器代、お客様対応のための飛沫パーテーション*やマスク(従業員分のみ)*、消毒液*の購入

***の経費については、小売業・宿泊業・飲食・サービス業・生活関連サービス業・娯楽業に限る。**

以下の経費は対象外

飲食、娯楽、接待の費用

税務申告、決算書作成等のための税理士等に支払う費用

訴訟等のための弁護士費用

振込手数料、公租公課、支払利息、遅延損害金

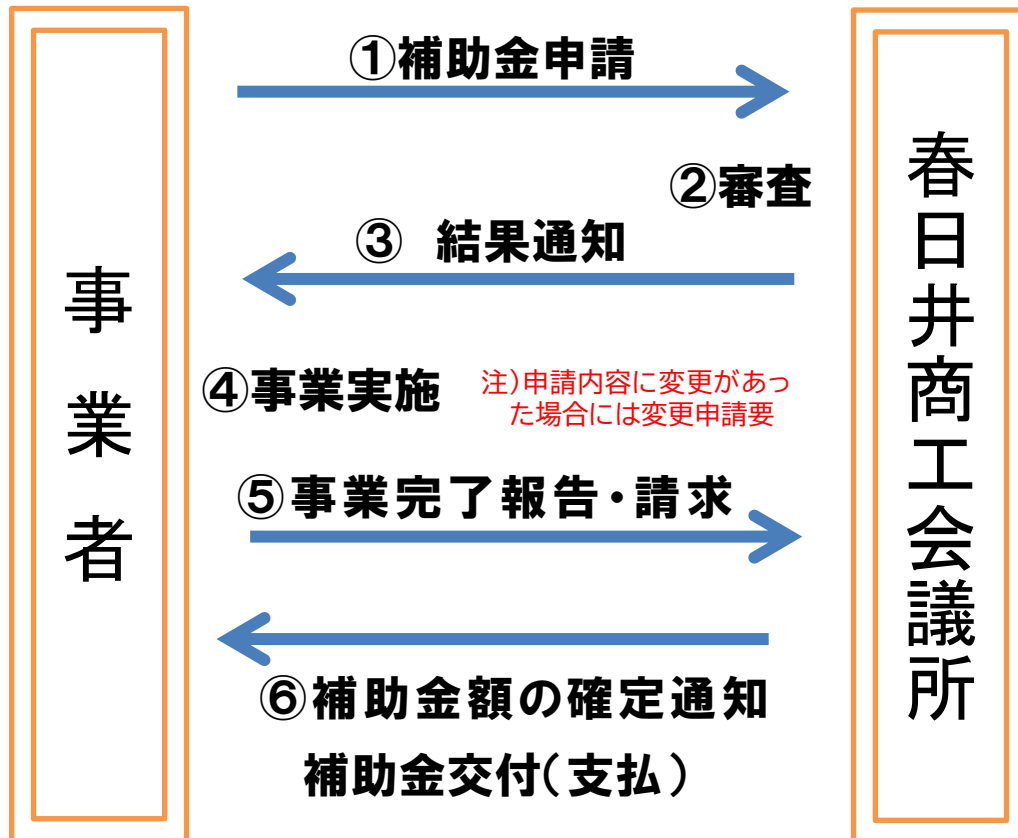
商品券・金券等の購入

役員報酬

上記のほか、公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6. 事業のスキーム

補助金申請・交付に係る事務処理手順は、以下の通り



7. 応募手続き

① 募集期間・申請

募集期間：令和2年5月26日～7月31日（交付予定額に達し次第受付終了）

申請方法：下記書類を春日井商工会議所へ提出

【提出書類】様式1）新規事業・業態転換等支援補助金申請書

実施する事業にかかる見積書

実施する事業にかかるカタログ

営業許可書（非会員のみ）

② 審査 ③ 結果通知

申請日より2週間

④ 事業実施

事業実施期間：令和2年4月1日～令和2年12月31日までに事業完了

申請した事業内容に変更があった場合には、様式2）新規事業・業態転換等支援補助金変更承認申請書を提出。但し、変更申請をおこなっても、予算状況により当初の交付決定額以上には交付できない場合があります

⑤事業完了報告・請求

申請（計画）書に基づき、令和2年12月31日まで事業完了
事業が完了次第、下記書類により請求

【提出書類】様式3）新規事業・業態転換等支援補助金事業完了報告書・請求書
要した経費の領収書（写）

実施した事業の写真（例）店舗改装後の写真、購入した容器の写真

補助金請求：令和3年1月15日まで

⑥補助金額の確定通知・補助金交付（支払）

事業完了通知受領後、約2週間にて振込

8. 応募に係る重要事項

本補助金に係る重要事項を以下のとおり。必ずご確認、ご理解いただいたうえで申請下さい。

① 本補助金事業は、補助金適正化法に基づき実施されます。

本補助金事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

② 他の補助金との同じ経費の重複申請はできません。

③ 事業実施期間（令和2年4月1日～令和2年12月31日）において、事業を継続していること。

④ 補助事業の内容等を変更する際には事前の承認が必要です。

補助事業は、採択・交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、補助事業の内容または経費の配分の変更を希望する場合（軽微な変更を除く）には、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、あらかじめ所定の「変更承認申請書（様式2）」を提出し、その承認を受けなければなりません。

変更承認申請をおこなっても、予算状況により当所交付決定額よりも、増額できない事があります。

⑤ 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに事業完了報告書等の提出がないと、補助金は受取れません。

補助金交付決定後、採択を受けた事業者は、補助事業の終了後、補助事業で取り組んだ内容を報告する事業完了報告書及び支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに春日井商工会議所に提出しなければなりません。

もし、定められた期日までに、実績報告書等の提出が春日井商工会議所で確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金を受け取れなくなりますので、必ず期日を守ってください。

⑥ 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

補助金交付決定後であっても、提出済みの実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう春日井商工会議所から連絡します。

⑦ 所定の取得財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。

店舗改装による不動産の効用増加等は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず春日井商工会議所へ承認を申請し、承認を受けた後でなければ処分できません。春日井商工会議所は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付要綱違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。

⑧ 春日井商工会議所会員について

会員で増額30%を受けた場合、3年以上の会員継続となり、誓約書の提出いただきます。3年以内に退会された場合には、30%の増額分については、返還頂く事があります。

⑨ 補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間（令和8年3月31日まで）は、春日井商工会議所や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

⑩ 個人情報の使用目的

春日井商工会議所に提供いただいた個人情報は、以下の目的のため、補助金交付元である春日井市との間で共有します。

- ・補助金事業の適正な執行のために必要な連絡
- ・経営活動状況等を把握するための調査（事業終了後のフォローアップ調査含む）
- ・その他、補助金事業の遂行に必要な活動

9. その他

申請・補助事業者は、本公募要領、ウェブサイト等案内に記載のない細部については、春日井商工会議所からの指示に従うものとします。

(申請書の提出先・問合せ先)

春日井商工会議所 事業推進課

〒486-8511 春日井市鳥居松町5-45

TEL (0568) 81-4141 ・ FAX (0568) 81-3123

HP : <https://www.kcci.or.jp/corona.html#sintenkan>

Mail : master@kcci.or.jp